

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		認定事業者に対する改善命令
根拠法令及び条項		市民農園整備促進法第9条
所 管 部 課 係 名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
処 分 基 準	関 係 条 項	市民農園整備促進法第7条第1項、第5項、第9条
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>※市民農園整備促進法第7条第1項、第5項、第9条において判断する。</p> <p>(市民農園の開設の認定)</p> <p>第7条 市民農園区域内又は市街化区域(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域、同条第七項に規定する市街地開発事業の施行区域その他の区域で政令で定めるものを除く。)内において市民農園を開設しようとする者は、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、市民農園の整備及び運営に関する計画(以下「整備運営計画」という。)を定め、これを申請書に添えてその所在地を管轄する市町村に提出して、当該市民農園の開設が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>5 第一項の認定を受けた者(以下「認定開設者」という。)は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第9条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画(第七条第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。</p>
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)